

平成30年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 7月臨時会 会議録第1号						
招集年月日	平成30年 7月23日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時 及び宣告	開 会	平成30年 7月23日	午後 2時36分	議 長	坂口 久信	
	閉 会	平成30年 7月23日	午後 3時15分	議 長	坂口 久信	
出席議員 欠席議員  出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1 番	北 川 政 次	○	10番	水 川 一 哉	○
	2 番	吉 川 里 己	○	11番	永 尾 光 次	○
	3 番	川 原 千 秋	○	12番	山 田 恭 輔	○
	4 番	樋 口 久 俊	○	13番	西 原 好 文	×
	5 番	松 尾 勝 利	○	14番	田 島 健 一	×
	6 番	徳 村 博 紀	○	15番	片 渕 栄二郎	×
	7 番	村 上 大 祐	○	16番	岩 島 正 昭	○
	8 番	田 中 政 司	○	17番	坂 口 久 信	○
	9 番	山 下 芳 郎	○			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	小 松 政	○	消 防 長	吉 岡 和 久	○
	副 管 理 者	樋 口 久 俊	○	消 防 次 長	山 田 浩 則	○
	事 務 局 長	永 尾 淳 一	○	消防次長兼警防課長	池 田 真 二	○
	会 計 管 理 者	末 藤 勇 二	○	消防本部総務課長	嶋 江 克 彰	○
	事務局次長兼総務課長	白 仁 田 和 哉	○	消防本部予防課長	國 廣 政 秀	○
	電子計算センター所長	池 田 吉 雄	○	消防本部通信指令課長	藤 井 徳 弘	○
	環境施設課長兼 クリーンセンター所長	馬 場 隆	○			
	介護保険事務所長兼 総務管理課長	緒 方 俊 裕	○			
	介護保険事務所業務課長	寺 山 理 津 子	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議付議事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

杵藤地区広域市町村圏組合議会 7月臨時会

議 事 運 営 事 項

1. 会期日程について

(1) 会 期 平成30年 7月23日 (月) 1日間

(2) 日 程

月・日 (曜)	摘 要
7月23日 (月)	開会・開議 (午後2時30分) 議長報告 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 杵藤地区広域市町村圏組合副管理者の選挙について 議案の一括上程 (管理者の提案事項に関する説明) 議案審議 (第13号議案～第17号議案) (質疑・討論・採決) 報告 (第2号～第4号) (質疑)

## 2. 議事日程について

議事日程	
平成30年 7月23日（月曜日） 午後2時30分 開議	
日程第1	議長報告
日程第2	議席の指定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	会期の決定
日程第5	杵藤地区広域市町村圏組合副管理者の選挙について
日程第6	議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第7	第13号議案 杵藤地区消防本部・武雄消防署統合庁舎建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について
	（質疑・討論・採決）
日程第8	第14号議案 財産の取得について
	（質疑・討論・採決）
日程第9	第15号議案 杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金の処分について
	（質疑・討論・採決）
日程第10	第16号議案 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に係る協議について
	（質疑・討論・採決）
日程第11	第17号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
	（質疑・討論・採決）
日程第12	報告第2号 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計継続費繰越計算書の報告について
	（質疑）
日程第13	報告第3号 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
	（質疑）

日程第14	報告第4号 専決処分の報告について
	(質疑)
閉 会	

---

午後 2 時36分 開会

○議長（坂口久信君）

本日、13番西原議員、14番田島議員、15番片淵議員が欠席であります。

ただいまの出席議員は14名でございます。定足数に達しておりますので、平成30年杵藤地区広域市町村圏組合議会7月臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1 議長報告

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議長報告であります。

先般、鹿島市長選挙において樋口久俊氏が、同じく4月の武雄市議会議員選挙において吉川里己氏、川原千秋氏が見事当選されるとともに、組合規約第5条第2項の規定によりまして、組合議員に就任されました。御当選を心からお祝い申し上げますとともに、就任の御報告を申し上げます。

それでは、就任されました樋口議員、吉川議員及び川原議員より一言ずつ御挨拶を受けたいと思います。

○樋口久俊君

改めまして、こんにちは。鹿島市長の樋口でございます。引き続きよろしくお願いをいたします。

○吉川里己君

皆さんこんにちは。武雄市議会の吉川でございます。4年ぶりにまたお世話になることになりました。どうかよろしく願いいたします。

○川原千秋君

皆さんこんにちは。前回に引き続き、また今回お世話になることになりました。またよろしく願いいたします。

○議長（坂口久信君）

どうもありがとうございました。

## 日程第2 議席の指定

### ○議長（坂口久信君）

次に、日程第2．議席の指定を行います。

ただいま御報告申し上げましたとおり、本組合の議員として就任されました樋口久俊議員の議席番号を4番、吉川里己議員の議席番号を2番、川原千秋議員の議席番号を3番と指定いたします。

## 日程第3 会議録署名議員の指名

### ○議長（坂口久信君）

次に、日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員として、

5番 松尾勝利議員

11番 永尾光次議員

12番 山田恭輔議員

の3名を指名いたします。

## 日程第4 会期の決定

### ○議長（坂口久信君）

次に、日程第4．会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日7月23日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は7月23日の1日間とすることに決定いたしました。

## 日程第5 杵藤地区広域市町村圏組合副管理者の選挙について

### ○議長（坂口久信君）

次に、日程第5．杵藤地区広域市町村圏組合副管理者の選挙についてを議題といたします。

樋口久俊氏の副管理者としての任期が本年5月11日で満了されております。副管理者が不在となっております。組合規約第7条第2項の規定により、副管理者は組合の議会において関係市町の長のうちからこれを選挙することになっておりますので、ただいまから副管理者

の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項の規定による投票による方法と同条第2項の規定による指名推選による方法がありますが、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選につきましては、選考委員を選出し推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。

次に、選考委員の選出についてお諮りいたします。

選考委員は構成市町から各1名の計7名で構成したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。

それでは、直ちに構成市町から各1名の選考委員を選んでいただき、別室にて御協議願いたいと思います。

暫時休憩します。

午後2時41分 休憩

午後2時44分 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで選考委員の代表の方から副管理者の選考結果についてを御報告願います。

○7番（村上大祐君）

それでは、選考委員の選考結果について御報告申し上げます。

慎重に協議をいたしました結果、鹿島市の4番樋口議員を推選することに決定いたしました。

た。

以上で報告を終わります。

**○議長（坂口久信君）**

どうもありがとうございます。慎重にでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

ただいま選考委員の代表の方から4番樋口議員を指名推選したい旨の御報告がございました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議がないようですので、4番樋口議員を杵藤地区広域市町村圏組合副管理者に指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名されました樋口議員を副管理者の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

御異議ないと認めます。よって、樋口議員が杵藤地区広域市町村圏組合副管理者に当選されました。

本席から樋口議員が副管理者に当選されたことを告知いたします。

それでは、ここで副管理者になられた樋口久俊氏から御挨拶を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

**○副管理者（樋口久俊君）**

改めまして、こんにちは。大任でございますが、副管理者に御選任をいただきありがとうございます。管理者がしっかりしておられますので、特段することはないと思いますが、これまで同様、丁寧にお手助けをする、あるいは支えるということで対応していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。（拍手）

**○議長（坂口久信君）**

どうもありがとうございました。

**日程第6 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）**

**○議長（坂口久信君）**

それでは、日程第6．議案の一括上程であります。

第13号議案から第17号議案までの5議案と報告3件を一括して上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

#### ○管理者（小松 政君）

本日、ここに平成30年杵藤地区広域市町村圏組合議会7月臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、御出席いただき厚くお礼申し上げます。

先ほど副管理者に樋口鹿島市長が当選されました。私からも心よりお祝い申し上げます。

また、坂口議長からも御報告がありましたとおり、さきの武雄市議会議員選挙におきまして見事当選され、組合議員に就任されました吉川議員さん、川原議員さん、まことにおめでとうございます。当組合運営に関しまして、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、今臨時会に提案いたしております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提案いたしました案件は、契約1件、財産の取得1件、事件決議1件、規約の変更に係る協議1件、補正予算1件、報告3件の合計8件でございます。

第13号議案は、現在建設中の消防本部・武雄消防署統合庁舎建設の建築主体工事について、利便性や安全性に関する設計変更が必要になったため、契約の一部変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

第14号議案は、武雄消防署及び白石消防署に配置する消防ポンプ自動車の購入について、議会の議決をお願いするものでございます。

第15号議案は、ふるさと市町村圏基金の処分について、組合格約及びふるさと市町村圏基金条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

第16号議案は、佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合格約の変更に係る協議について、佐賀県東部環境施設組合の加入に伴い、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加するための規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、協議をお願いするものでございます。

第17号議案は、平成30年度一般会計の補正予算で、ごみ処理施設解体工事に関する追加工事の経費及びふるさと市町村圏基金の基金繰入金を計上いたしております。

報告第2号及び報告第3号は、平成29年度一般会計の継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書について報告するものでございます。

報告第4号は、専決処分について報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 日程第7 第13号議案

##### ○議長（坂口久信君）

次に、日程第7. 第13号議案 杵藤地区消防本部・武雄消防署統合庁舎建設（建築主体）工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

##### ○消防長（吉岡和久君）

それでは、第13号議案 杵藤地区消防本部・武雄消防署統合庁舎建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

本工事の現契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、平成29年7月4日に議会の議決を経て9億7,157万4,480円で契約をしております。

今回、本工事の設計変更に伴い、契約金額に変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

設計変更の内容としまして、杵藤土木事務所の指導による建築基準法に係る内部柱の耐火被覆、車庫内キャットウォークの利便性及び安全性向上を目的とした設置高さの調整、トイレの利便性の向上を目的とした間仕切りの変更などを主な理由としまして、326万8,080円を増額し、変更後契約金額9億7,484万2,560円へ変更をお願いするものでございます。

議案説明資料1ページをごらんください。

ここに記載のとおり、受注者である松尾一建・高木建設共同企業体と平成30年6月4日に建設工事変更請負仮契約を締結しております。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

##### ○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。

第13号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第13号議案は原案どおり可決いたしました。

#### 日程第8 第14号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第8．第14号議案 財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（吉岡和久君）

それでは、第14号議案 財産の取得について御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

この消防ポンプ自動車の取得に係る予定価格は2,000万円以上でありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

この消防ポンプ自動車の取得につきましては、国が行います緊急消防援助隊設備整備費補助事業に該当する事業で、平成30年4月20日付で補助金交付決定通知を受けまして、2,106万8千円の補助金を受けることとなっております。

入札につきましては、参加業者が佐賀県内に本店、支店を有し、また、本組合に指名願が提出してあり、「消防用品消防車」の業種を希望する9業者を選考しました。そのうち2業者が辞退したため、7業者で平成30年5月22日に指名競争入札を実施しました。

議案説明資料の2ページから6ページをごらんください。

入札を3回実施しましたが、予定価格を下回る入札がありませんでした。

そこで、入札心得に基づき入札を打ち切りまして、最低の価格で入札をしました南里ポンプ株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、予定価格の範囲内の金額で、平成30年5月29日に随意契約による物品売買の仮契約を締結しました。

納入期限につきましては、平成31年1月24日までとしております。

なお、議案説明資料の3ページには主な仕様を掲載しております。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（坂口久信君）**

説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

**○16番（岩島正昭君）**

予定価格は幾らで設定しとったとですか。

**○消防長（吉岡和久君）**

予定価格につきましては、うちの杵藤地区においては武雄市の財務規則を準用しておりますので、公表はしておりません。（「契約後も」と呼ぶ者あり）はい。ホームページでも、入札結果は載せますが、予定価格は公表しておりません。（「公表せんということ。契約後もですか」と呼ぶ者あり）はい。（「うちは契約締結のとき、議会に出すときは公表しよるですもんね」と呼ぶ者あり）

**○議長（坂口久信君）**

消防長、着席して、岩島議員、再度質問してください。

**○16番（岩島正昭君）**

ほかの市町村はどうか知りませんが、私のところは仮契約で議会へ出すときは、指名業者と、それから、最低落札業者と予定価格は公表して、予定価格の何%で落札したというふうな公表をしとつとですけどね。武雄市にのっとしてそういうことであれば、皆さんがそれでよかというならあれですけどね。

**○消防長（吉岡和久君）**

うちのほうは、先ほども言いましたように、物品売買の契約については公表はいたしておりません。公表をしていますのは、工事に関する契約については予定価格の公表はしております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

この問題について、ほかの方から質問があれば。よかですか。（「議長、ほかのとでいいですか」と呼ぶ者あり）ほかのとというぎ、どがんと。（「今のこの件で、今の公表のことじゃなしにいいですか」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○10番（水川一哉君）

9業者のうち2業者が辞退されたということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そして、7業者残って、ちょっと聞き漏らしたと思うですけども、7業者でどがん言いよんさったですかね。7業者以降ばちょっとよかですか。

○消防長（吉岡和久君）

9業者を選考しまして、そのうち2業者が辞退をしたため、7業者で平成30年5月22日に指名競争入札を実施したということです。

以上です。（「入札をしんさったわけですね」と呼ぶ者あり）はい、しました。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○12番（山田恭輔君）

今回購入の消防ポンプ自動車は、ドライブレコーダーというのはつくんですか。大体こういうのはつかないんですかね。

○消防長（吉岡和久君）

ドライブレコーダーにつきましては、今後、更新をする車両には全部つける予定としております。

○12番（山田恭輔君）

ということは、今回の購入車両にはつくということですね。

○消防長（吉岡和久君）

今回の消防ポンプ自動車についても積載をするということにしております。

○議長（坂口久信君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。

第14号議案については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案どおり可決いたしました。

#### 日程第9 第15号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第9．第15号議案 杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（永尾淳一君）

それでは、第15号議案 杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金の処分について御説明をいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

杵藤クリーンセンターの焼却施設等解体経費に充てるため、ふるさと市町村圏基金の市町出資総額のうち3,000万円を処分したいので、組合同約第14条及びふるさと市町村圏基金条例第5条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

杵藤クリーンセンターの焼却棟解体については現在解体中でございますが、平成29年5月、「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」という環境省の通達があり、当施設においては焼却施設の煙突及び粗大ごみ処理施設の外壁部分より石綿が検出されました。当初、設計段階では外壁部分の石綿調査は設計しておらず、解体工事の変更を余儀なくされ、3,000万円の増額処分をお願いするものでございます。

今回、処分と補正のお願いをし、8月の定例会で変更契約、工期、契約額の変更をお願いいたします。

なお、議案説明資料の8ページに基金の基金処分試算表を添付しております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。

第15号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第15号議案は原案どおり可決いたしました。

#### 日程第10 第16号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第10. 第16号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（永尾淳一君）

第16号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議について御説明をいたします。

議案書の4ページをお願いします。

地方自治法第286条第1項の規定により、佐賀県東部環境施設組合が佐賀県市町総合事務組合へ加入し、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災

害に対する補償に関する事務の共同処理に参加することに伴い、別紙のとおり佐賀県市町総合事務組合同規約を変更することを協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

規約の変更内容については5ページにお示しをしております。

別表第1及び別表第2第3条第7号に関する事務の項において、「神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合」を「神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合 佐賀県東部環境施設組合」に改めるものでございます。

なお、附則において、施行期日を地方自治法第286条第1項の規定による知事の許可の日から施行するものでございます。

また、議案説明資料9ページ、10ページに規約の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。

第16号議案については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案どおり可決されました。

#### 日程第11 第17号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第11. 第17号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算

(第1回)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**○事務局長（永尾淳一君）**

第17号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）について御説明いたします。

一般会計補正予算書1ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,015万円とするものでございます。

内容については、予算説明書(4)ページをお願いします。

4款1項4目、ごみ処理施設解体費で3,000万円を増額しております。これについては、クリーンセンター焼却施設等解体に伴い、15節、工事請負費の増額によるものです。

これに対する歳入ですが、予算説明書(3)ページをお願いします。

6款1項3目、ふるさと市町村圏基金繰入金で、歳出額と同額を計上いたしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いします。

**○議長（坂口久信君）**

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論を終わります。

採決いたします。

第17号議案については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議ないものと認めます。よって、第17号議案は原案どおり可決いたしました。

**日程第12 報告第2号**

**○議長（坂口久信君）**

次に、日程第12. 報告第2号 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計継続費繰越計算書の報告について執行部の報告を求めます。

**○事務局長（永尾淳一君）**

議案書6ページをお願いします。

報告第2号 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計継続費繰越計算書の報告について御説明をいたします。

平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算で設定しております継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものです。

7ページをお願いします。

5款1項、消防本部・武雄消防署統合庁舎建設事業で、継続費の総額は15億円ですが、そのうち平成29年度の予算計上額14億6,900万円について、建築主体、電気工事等で9億7,044万5,120円を平成30年度に繰り越しております。

財源内訳については右のほうに示しているとおりでございます。

以上、報告いたします。

**○議長（坂口久信君）**

ただいまの報告について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑を終わります。

**日程第13 報告第3号**

**○議長（坂口久信君）**

次に、日程第13. 報告第3号 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について執行部の報告を求めます。

**○事務局長（永尾淳一君）**

8ページをお願いいたします。

報告第3号 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をいたします。

平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算で設定しております繰越明許費につい

て、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

9ページをお願いいたします。

平成29年度に繰越明許費として議決をいただきました4事業について、翌年度へ繰り越しを行ったものです。

4款1項、クリーンセンター焼却施設等解体事業は予算額4億1,300万円のうち2億7,302万2千円を、5款1項、高機能指令センター整備事業は予算額4億6,000万円を、同じく高機能消防指令センター整備事業施工監理業務委託は980万8千円を、同じく消防救急デジタル無線移設工事は予算額9,990万円のうち6,074万円をそれぞれ繰り越すものでございます。

財源内訳については右のほうに示しているとおりでございます。

以上、報告をいたします。

**○議長（坂口久信君）**

ただいまの報告について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑を終わります。

#### 日程第14 報告第4号

**○議長（坂口久信君）**

次に、日程第14. 報告第4号 専決処分の報告について執行部の報告を求めます。

**○消防長（吉岡和久君）**

それでは、報告第4号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

議案書の10ページをごらんください。

管理者の専決処分事項に関する条例の規定に基づき、平成30年4月19日付で専決処分しましたので、御報告申し上げます。

専決処分の事故の区分は対物でございます。

事故の概要は、平成30年1月5日金曜日、午後5時8分ごろ、救急出動後、帰署途上の白石消防署救急隊が県道武雄福富線を武雄方面から東へ進行中、杵島郡白石町大字福吉の大戸西交差点内において、町道東郷廿治線を北へ進行してきた軽乗用車と出会い頭に衝突し、さらに、そのはずみで軽乗用車が交差点角のガードレールのコンクリート支柱に衝突したものです。

なお、交差点内には点滅信号があり、救急車側は黄色点滅、相手方の赤点滅でした。

今回の事故の当事者は、本組合と事故相手方の横町氏、ガードレール管理者の佐賀県杵藤土木事務所の3者で、過失割合がそれぞれ20対80対ゼロとなりまして、本組合の損害賠償額は、横町氏に2万1,833円、杵藤土木事務所に2万1,600円の合計4万3,483円でしたが、横町氏と過失相殺したため、実際の支払いはございませんでした。

今回の事故は、交差点内の黄色点滅信号を優先通行と過信して注意力が散漫したのが事故の原因と考えられます。今後このようなことがないように、全職員に対し、道路交通法を遵守し、交通事故を起こさないよう厳しく指導をしてきたところでございます。このたびは、まことに申しわけございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

**○議長（坂口久信君）**

ただいまの報告について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして平成30年杵藤地区広域市町村圏組合議会7月臨時会を閉会したいと思います。皆さんの御協力でスムーズな審議ができました。ありがとうございました。

**午後3時15分 閉会**

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

平成 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長 坂 口 久 信

5 番議員 松 尾 勝 利

11番議員 永 尾 光 次

12番議員 山 田 恭 輔